

大阪外国企業誘致センター登録企業規約

平成14年1月施行

平成28年3月改訂

第1条 本規約の範囲及び変更

1. 本規約は、大阪外国企業誘致センター（以下 O-BIC）を運営する大阪対外ビジネス・プロモーション協議会（以下協議会）が第2条に定義した登録企業の条件を規定するものです。協議会は大阪府・大阪市・大阪商工会議所により組織されています。
2. 協議会は登録企業の承諾なしに、本規約を変更することができるものとします。

第2条 定義

1. 登録企業とは、協議会が運営する O-BIC に登録し、外国企業の大阪進出に際しサポートを行う企業のことをいいます。
2. 登録企業とは、本規約に同意した上で、協議会が指定する手続きに従って O-BIC に登録申込みを行い、かつ協議会がそれを承諾することにより、登録企業として承認された企業をいいます。

第3条 登録企業条件

1. 大阪府内に営業拠点をもつ法人及び個人で、過去に刑事処分、行政処分等を受けていないもの
2. 協議会及び O-BIC の目的を理解し、外国企業の大阪進出へのサポートができるもの
3. 外国企業のサポートに際し、意思疎通に必要な言語で対応できるもの

第4条 登録

1. 登録の申込みは、O-BIC ホームページ上の登録フォームに入力し、協議会事務局に送付することで行うものとします。資格・登録・免許等を必要とする業務に関しては、その有効性の提示も求めます。
2. 登録に際し、登録申込み者は O-BIC の定める登録料を、ホームページへの情報掲載費用として初年度のみ支払うものとします。またこの登録料はいかなる場合も返金いたしません。

第5条 承諾

前条の申込みを受けたときは、協議会が諾否を判断するものとします。協議会が承諾し、登録申込み者による登録料の支払いを確認した時点で登録が成立します。登録申込み者が以下の各号のいずれかに該当している場合は、申込みを承諾しない場合があります。

1. 過去に登録規約違反等により、登録資格を取り消されたことがある場合
2. 申込内容に虚偽、記入洩れ、誤記がある場合
3. その他協議会が登録企業として不適切と判断した場合

第6条 登録内容の変更

登録企業は登録内容に変更が生じた場合は、協議会にすみやかに届出をしなければならないものとします。

第7条 禁止事項

登録企業は、以下の行為を行わないものとします。

1. 協議会、O-BIC 及び問合せのあった外国企業、他の登録企業、その他の第三者に損害を与え、又は与えるおそれのある行為
2. 協議会、O-BIC 及び問合せのあった外国企業や他の登録企業、その他の第三者に事実と反する情報を提供する行為
3. 協議会及び O-BIC が提供する情報を改ざんする行為

4. 業務上知りえた一切の事項を他に漏らす行為
5. 外国企業や他の登録企業、もしくは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
6. 外国企業や他の登録企業、もしくは第三者を誹謗または中傷する行為
7. 外国企業や他の登録企業、もしくは第三者のプライバシーを侵害する行為
8. 公序良俗に反する行為あるいは公序良俗に反する情報を外国企業や他の登録企業、もしくは第三者に提供する行為
9. 協議会および O-BIC の運営を妨げるような行為
10. その他、法令に違反する行為、又は違反するおそれのある行為
11. その他、協議会が不適切と判断する行為

第8条 登録の取消し

登録企業が以下の各号のいずれかに該当する場合は、協議会は登録企業への事前通告なしに登録を取り消すことができるものとします。

1. 第7条の禁止事項のいずれかに該当すると協議会が判断した場合
2. 虚偽の内容に基づいて登録申込みをしたことが判明した場合
3. その他本規約に違反した場合
4. その他協議会が登録企業として不適切と判断した場合

第9条 登録の取りやめ

登録企業は登録を取りやめる場合には、協議会が別途指定する方法により、協議会に届け出なければならないものとします。

第10条 協議会および O-BIC の免責

1. 外国企業や他の登録企業、もしくは第三者と紛争が生じた場合は、登録企業は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、協議会及び O-BIC に対し、いかなる苦情の申し立て、損害賠償の請求を行わないものとします。
2. 協議会は、O-BIC を通じて行われた登録企業と外国企業との取引に関連する債務の履行、瑕疵及びその他取引に関して生じた紛争については一切の責任を負わないものとします。
3. 登録企業間で外国企業等からのアクセス件数の多寡が生じた場合について、協議会及び O-BIC は、一切の苦情・申し立てを受け付けません。

以 上